



京都府
京都市消防局



小規模木造飲食店等 密集地域における地域と 連携した防火対策の取組

事例類型 IV他団体との連携

取組期間 平成28年7月から

背景

平成28年、花街文化を継承する歴史的まち並みが残り、品格と賑わいを合わせ持つ独特の景観を有した「界わい景観整備地区」において、合計5棟161㎡、天井33㎡が焼失する火災が発生した。当該地域は、道路幅員が約2mと狭隘なうえ、通りに面して約140棟の小規模な木造飲食店等が密集しているため近隣への延焼危険性も高く、地域の東側は鴨川が流れ、一度火災が発生すると消火活動や避難が困難な地域でもある。

この地域においては、従前より、自動火災報知設備の設置基準を下回る小規模木造飲食店等に対する住宅用火災警報器の設置指導や、地域団体に対する防火指導を行ってきたところである。しかしながら、上記の火災発生を踏まえて、地域団体と関係機関による火災対策検討会を設置し、現状の取組や火災発生時における課題等を抽出し、地域団体と関係機関が一体となって、実効性がある火災予防対策及び火災発生時の対応を検討することとした。

内容

1. 先斗町火災対策ネットワーク会議の開催

地域における防火安全対策等の強化及び風情ある景観の維持について検討するため、地域団体と関係行政機関による会議を開催した。

2. 「先斗町このまち守り隊」の発足及び一斉防火防災啓発活動の実施

地域団体、消防、警察及び区役所で構成される「先斗町このまち守り隊」を発足させ、先斗町地域内の約390店舗に対して、地域団体関係者が消火器及び住宅用火災警報器の設置啓発、消防機関が防火指導、警察機関が防犯指導を行う「一斉防火防災啓発活動」を実施した。

3. 火災発生時の役割検証訓練及び訓練検証会議の実施

火災発生時における各地域団体及び関係機関の役割を検証するための合同訓練を実施し、訓練に参加した各地域団体等の検証担当者の検証結果を基に、課題抽出と今後の対策等について検討した。訓練には、消防や警察、区役所をはじめ、飲食店関係者や住民らが参加。想定は事前に知らせない「ブラインド方式」で行い、初期消火の手順や避難経路、地元団体と関係機関との連携などを確認した。

成果

1. 地域のルール発展

先斗町火災対策ネットワーク会議においては、従前から地域のルールとして定められていた「先斗町町式目」に、

- ① 新たに事業所・店舗を営業する場合には、図面等具体的な計画により、事前に消防署へ相談すること。
- ② 1厨房・1台所につき消火器を設置すること。
- ③ 各室に住宅用火災警報器等を設置すること。
- ④ 二方向避難を確保すること。
- ⑤ 先斗町の事業者や居住者は防災訓練に参加すること。

など防火防災に関する事項が新たに規定された。

2. 地域主導の取組

また、地域内飲食店等の全従業員に配布する防災リーフレットの作成や、地域団体や関係機関で構成される「先斗町このまち守り隊」が結成されるなど、風情ある景観を維持するために、地域の自主的な取組が地域主導の中で示された。

「先斗町このまち守り隊」は、今もなお活発に活動しており、平成29年春の火災予防運動では、日頃店舗から離れられず消防訓練に参加できない飲食店等の従業員に対し、防火巡回訓練指導を行い、地域の火災対応力の向上を図っている。

更には、地域団体と関係機関が連携した地域内飲食店等に対する一斉防火防災啓発や合同訓練により、地域と関係機関の連携が密接となり、一体となった防火安全対策の強化が図られ、「安心・安全のまちづくり」と「風情ある景観を守るまちづくり」を両立する取組となった。

特記事項

先斗町での取組を通じて、学区での防災訓練のあり方についても検討されるなど、活動に広がりを見せつつあり、地域住民の防火防災に対する意識向上にも大きく寄与している。

●発足式



●巡回指導



●市民訓練



選考委員のコメント

小規模な木造飲食店等が密集しているという地域特性を考慮し、法令の枠を超えた指導を実施している点が評価される。